

「県民の意見募集（パブリックコメント）」について

	章	意見	意見提出者	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
1	全体	<ul style="list-style-type: none"> 立派な計画だと思いますが、まず予算は？各市町村は活性化基金がいつ打ち切られるか、ヒヤヒヤしながら啓発等に取り組んでいます。十分な予算を取られるのでしょうか？ 学校でも取り入れられると言う事ですが、忙しい先生、学力が全国平均より低いとされる和歌山県で、どう対処されるのでしょうか？とても大切な事だと思えます。 	個人	<ul style="list-style-type: none"> 国の財政支援(交付金・基金)の活用の他、必要となる予算を確保しつつ、取組の充実を図ることとしています。 学習指導要領に基づく実施の他、教育委員会と連携し、実践に必要な教材の提供などについて検討し、取り組んでいく予定です。 	無
2	全体	<p>消費者一人一人に対して、隙間なく、消費者教育の機会を提供する事が必要と書かれています。それに対して、綿密な計画を立てられていますが、果たして、市町村の消費者教育行政担当課室が、対応できる状況になっているのでしょうか。</p>	個人	<p>市町村においても、消費者教育に関する取組が実施されています。県は各市町村へ各種情報を提供する他、それぞれの取組の連携などを図って推進します。</p>	無
3	全体	<ul style="list-style-type: none"> かなり細かい分野にわけ計画されていること、イメージマップに防災を追加されていることは評価するが、「消費者市民社会」の基礎を作る重要な法律である消費者教育推進法として、まず「消費者市民社会」の実現のため、行政・消費者・事業者などの在り方があまり明確に見えてこないように思う。「消費者市民社会」は経済・社会の活性化につながるものでもあり、それを踏まえて誰が何をするか。又どのように連携し、つなぎ役を誰が担うか。つなぎ役のコーディネーターの存在は特に重要ではないかと思う。 学校の現場では具体的に能力をつけるため、誰がどうやるか？試験を実施する？他の学科との兼ね合いなど、思いっただけでも不安なことはたくさんあり、どのように進めるのかが少しわかりづらい。 先月、日本でユネスコの世界会議、持続可能な開発のための教育(ESD)に関する会議が開かれていたが、ESDについても考えを深めるには良いのではないか。 策定済みの都道府県の実例、実績なども参考に、できるだけ消費者に密着した取り組みを希望します。 	個人	<ul style="list-style-type: none"> 消費者市民社会の形成に向け、行政、消費者団体、事業者団体等が連携を深め、様々な場、年代に応じた取組を実施し、「自立した消費者」を育成していくこととしています。なお、コーディネーターの育成については、教育委員会などと検討し、具体化を図ります。 学習指導要領に基づく実施の他、教育委員会と連携し、実践に必要な教材の提供などについて検討し、取り組んでいく予定です。 消費者教育の要素を持つ内容であり、担当課室と連携しながら推進します。 計画策定においては、策定済みの他県の計画を参考にさせていただいています。また、各種取組の実施にあたっては、他県の取組を参考にさせていただいています。 	無
4	全体	<p>以前に比べて行政の対応も対策も良くなりましたが、まだまだ一般には他人事のように。講座をしてもあまり集まらないし、もっと行政からのアピールが必要だと思います。学校で小さい頃から教育することはいいと思いますが、まず教える方の教育をもっとすべきだと思います。例えば、岩出市の場合、担当者がしっかり学習してわかってきているのに、異動であっさりと次の人になってしまう状況を改善すべきです。せめて1年間は前任と後任と一緒に仕事をさせる余裕があれば良いと思います。専属の部署を置くほど相談がないということですが、相談を待っているだけだからで、働きかけるために動くのなら、部署を作ってもいいと思います。その部署で学習して資格を取るだけでも有意義だし、消費者教育をする者が増えるので、いいと思います。</p> <p>学校の先生、役場の担当者、地域の自治会長やPTAの役員、生徒や保護者、家族、ご近所と広がっていき、身近な人と話せる状況になるのが理想です。</p>	個人	<p>市町村の担当職員についても消費者教育の中心的な役割を果たすことを期待しており、担当者向け研修等によって支援していくこととしています。また、市町村全体の相談件数は年々増加しており、今後も窓口の周知など連携を図ります。異動等によるノウハウの蓄積の難しさは課題となりますが、消費生活相談員等の配置によってカバーすることが可能であると考え、市町村へ相談員の配置の働きかけを行っているところです。</p>	無
5	全体	<p>先日、高齢者が2億円余りをだまし取られたという記事が新聞に載っていました。今までにもこういう事例が多々あるので気をつけるようにと警告していますが、なかなか被害は減りません。子供や学生などへの教育は、かなり仕組みや実践もなされていますが、孤立した高齢者に対する啓蒙やサポートがまだまだ足りないと思います。今後取り組むべき点は、公共機関と消費者団体や事業者団体、専門家集団がいかにタッグを組むかにかかっています。</p> <p>(消費者団体のひとつ)わかやま市民生協としても、日々の事業の中で組合員に情報を伝達したり、安全で危険のない生活の見守りをしたりできるのではないのでしょうか。そのためには、行政と情報交換や意見交換をして、より強固な協力体制を整えていくことが大切だと思います。</p>	個人	<p>高齢者の支援・サポートは重要な課題であり、福祉行政課室との連携や市町村における見守りネットワークの構築支援、高齢者のトラブル事例の情報提供などについて、取り組むこととしています。</p>	無
6	全体	<p>和歌山県の消費者教育の状況について、発達段階別も含め、分かり易くまとめられていると思います。この計画に基づいた実践計画をもとに、県下の消費者教育が更に広がり、賢い消費者づくりに繋がることを期待します。</p> <p>①幼児期は保育園、幼稚園、認定こども園での取組より、地域の「子育てサークル」を基盤とした親子参加型の取組を広げることで、親子ともども学ぶ場が提供できると考えます。</p> <p>②小学生期において、「学校教育の場」で重点的に実施されることが望ましいと思います。ただ「座学(教師からの一方通行)」だけでなく、例えば、親子で参加し、その後家庭で話題になる体験型の取組などを行うことが望ましいと思います。</p> <p>③中学生期以降の、とりわけ消費者被害に遭う可能性の高い層への教育場面の工夫が必要だと感じます。学校教育の場での実践はもとより、いかに参画していただけるかが重要だと思います。よりリアルな題材(例:インターネット取引関係の、実際の画面などの提示)を提供し、自分が、もしくは自分の周囲の人が見たことがある、聞いたことがある等「身の周り」感のある内容が求められると思われます。例えば消費者被害の話聞いても結論は分かっており、切迫感のないのが実感だと思います。リアリティーを出す工夫がより学びを深め、対応力を高めると考えます。</p> <p>④成人期、とりわけ高齢の方への消費者教育はかなり難しいと思われます。長年の人生経験を積まれた大先輩ですので、「教える」ではなく、「知らせる」こと、そして「見守る」ことが大切だと思います。ただ、現状としては介護支援専門員(ケアマネージャー)やホームヘルパーの方に、如何に消費者教育の分野に関わっていただけるかが重要だと思います(介護保険等を利用している方限定ですが)。福祉関係の方をいかに消費者教育の人材になっていただけるかが、高齢化が更に進む、今後の和歌山県において特に重要になるのではないかと思います。</p>	個人	<p>①「家庭における消費者教育」として、親子が集まる場での取組を実施することとしています。</p> <p>②座学に限定せず、ワークショップ型の授業や授業参観での実施など、取組内容について検討を行います。</p> <p>③学習指導要領に基づく実施の他、消費生活相談員による出前講座などによって、実践的な内容を盛り込むこととしています。</p> <p>④「見守る」という地域の支え合い(ネットワーク)を充実させるため、市町村と連携し、介護関係者など高齢者と接する関係者との連携を図ることとしています。</p>	無
7	全体	<p>①生命や身体、財産に関わる消費者被害について、消費者への情報提供などを通じて消費者被害の防止・拡大防止を図ってください。</p> <p>②偽装表示、商品やサービスについての不当な表示の取締りの強化を要請します。</p> <p>③昨年暮れから小、中学生の女の子が誘拐される。行方不明になるなどの事件が続いています。子供が安心して暮らせるよう子供への啓発活動や、地域住民との連携の強化を要請します。</p>	個人	<p>①本計画に基づき、各種施策を実施し、「自立した消費者」の育成を目指します。</p> <p>※②、③は本計画に関する意見外として取扱い</p>	無

	章	意見	意見提出者	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
8	全体	①消費者の購買行動が、悪徳業者を締め出す、適正な市場を作り出すことになるので、消費者教育には学校教育、行政機関での学習機会、行政と専門家・消費者団体との連携が必要になると思います。そういう意味で県の教育推進計画はそうした内容が網羅されているので良いと思います。 ②特に、必要と思うのは消費者教育の担い手の育成であり、市町村担当の職員研修など積極的に進めていただきたい。また、消費生活サポーターなど地域の担い手を増やすために、積極的に目的や学習、広報を強めて欲しい。 ③市町村の消費者行政窓口が観光課や商工課など消費者からみて分かりにくい市町村もあるので、見直して頂けるようにしてほしいです。それから実態は分かりませんが、和歌山県の相談業務は県の田辺市、和歌山市の消費生活センターと、和歌山市役所で殆ど受付していますので、他の市でも消費生活センターが設けられれば、その地域に様々な消費者教育を広げていけると思います。	個人	①本計画に基づき、各種施策を実施し、「自立した消費者」の育成を目指します。 ②消費者教育の担い手の育成は重要な課題であり、多様な人材を発掘し、取組の充実を図ることとしています。 ③市町村では観光課や商工課などが担当窓口となっていますが、全市町村に相談窓口が設置されており、啓発等が実施されています。今後は市町村の取組の充実に向け、県と市町村が連携して取り組みます。	無
9	全体	わかやま市民生協の各種取組を考えた時、「この地域では、参加者の年齢層が高く、一方〇〇市では、若いお母さんの参加が多かった」と参加層、活動層に差があるように、地域性を生協が考えなければならない状況です。 和歌山県内でも、様々な地域性が考えられると思います。新興住宅地で若い夫婦、子育て層の多い地域なら教育委員会との連携や保護者会に働きかけるとか、高校生は、次に社会に出て行く一番身近な層ですから、学校へ出向いての啓発・教育は大切でしょうし、大学へ進学し一人暮らしをする子供達にも被害防止の一助となると共に、社会人としての自覚を芽生えさせるのに一役も担う事にもなるでしょう。又大学生には、他県でも取り組まれています。消費生活サポーターの認定制度を設け、自らが主体的に活動していく仕組みを作りあげるのも良いかなと思います。 定年でリタイヤされた方には、消費生活サポーターとして出前講座をお手伝いしてもらい、生き甲斐や精神面での充実を図ってもらえば、WINWINの関係にもなれるのではないのでしょうか。 わかやま市民生協で行政訪問を実施し、出前講座の情報を得ると、生協の枠を超え、近隣の自治会に提案し、出前講座の実施に繋げています。このような草の根運動の機会を増やすことが何より大切だと思います。そして地域における問題点、地域性を分析され、その地域に必要な優先順位を地方自治体と連携しながら繰り返し、教育の場を提供することが必要だと思います。	個人	場に応じた消費者教育を実施するため、地域性に応じた工夫は必要と考えます。なお、本県でも消費生活サポーター養成事業を実施しており、その担い手として若者や定年退職した方など、幅広い人材にその役割を担っていただいています。今後も消費生活サポーターの充実に向けて取り組むこととしています。	無
10	1章	この文章(計画策定の趣旨)で書かれていることが一番の策で、一番必要だと感じています。時代の流れがあって、どんな時代になったとしても、自分で被害を認識して、危険を回避し、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力が身についていれば被害に遭うことも少なく、あったとしても適切に対処できる。被害者を救うことも、そもそも被害に遭う人も軽減できるので、目指す将来像として「自立した消費者」は理想的だと感じました。	個人	本計画に基づき、各種施策を実施し、「自立した消費者」の育成を目指します。	無
11	1章	「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成は重要な課題で大切なことであると考えます。消費者被害にあわせないために、消費者教育を各年代に適したかたちで学ぶことが大事なことですが、消費者被害を起こす側の手口はますます巧妙化し、ある意味深化しています。最新の情勢などを学びながら、特に詐欺などに由来する高齢者の被害をなくしたいと考えています。自立した消費者を育成して、被害にあえば自己責任で・・・ということではなく、支援のネットワークや救済できる仕組みなど、安心して暮らせる和歌山県でありたいと考えます。	個人	本計画に基づき、各種施策を実施し、「自立した消費者」の育成を目指します。	無
12	1章	「ただし、長期総合計画の見直しや社会経済情勢の変化、国の方針等の変更等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。」とありますが、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者を育成することが喫緊の課題とされています。長期的視点に立った消費者行政の充実・強化されることを要望します。	個人	本計画に基づき、長期的な視野に立った消費者教育の取組を実施していきます。	無
13	1章	消費者団体や各自治体など諸団体の取組状況を情報集約し、「食育・環境」など和歌山県での地域特性(少子高齢化)も踏まえた現実に即した課題遂行をしていただきたいです。	個人	関係機関と連携しながら、地域特性に応じた取組の充実を図ります。	無
14	2章	訪問販売 利用した 2.1 利用しなかった 97.5 無回答 0.3 → (正)0.4	個人	「消費者白書」に掲載されているデータの引用ですので、そのまま引用します。	無
15	2章	「2 消費者を取り巻く現状と課題では、H25年の消費者被害は●件、県民●に●人の被害が遭っている。被害総額はH25年●●万円、県民一人当たり●円とか、具体的な数値をあげて分かり易く説明された方が良いのではないか。	団体	県における相談対応において、参考として被害額を聴取していますが、統計的な集計ではありません。そのため、計画では、相談件数の推移、相談の概要のみを記載することとしています。	無
16	2章	インターネットの普及や通販環境が整い、様々な商品が気軽に購入できるようになりました。しかし、このような購入形態は実際に現物を見ずに購入するため、商品が到着したら「イメージや色合いが違う」ことや「サイズが合わない」ことがあります。その際、返品や交換のルールを充分理解した上で購入しないとトラブルの原因になります。販売者には返品・交換等についての「表示義務」がありますが、消費者もそのことを理解した上で購入する必要があります。消費者は権利だけでなく、責任や義務も発生することを理解すべきで、その啓発活動が必要だと思います。	個人	本計画に記載する「自立した消費者」は自ら考え行動する消費者を指し、「消費者市民社会」は消費行動を通じて、公正かつ持続可能な社会形成に積極的に参画する社会を指しています。そのため、消費者の権利だけでなく、責任や義務についても理解することが求められます。	無
17	2章	60歳以上の高齢者層の消費生活相談の割合が年々増加し、平成25年度は約40%となっていることや、県消費生活センターにおける消費生活相談の概要の中で、健康食品、固定通信回線、フリーローン・消費者金融、自動車など、前年から増加傾向にある相談の分類等を見て、今起きている相談や被害に対する対処的な学校教育と将来を見据えた教育と平行して行われることを期待します。	個人	高齢者の消費生活相談の増加や消費者トラブルの多様化、複雑化に対し、幼児期から高齢期まで世代に応じた取組、場の特性に取組を実施し、「自立した消費者」の育成を目指すこととしています。	無
18	2章	何種ものグラフが用いられその特徴がわかります。ウェブサイト関連の相談の増加、高齢者の消費生活相談が増えていることは一目でわかります。もう1つ見逃せない特徴として消費者トラブルの低年齢化があると思います。高齢者の消費生活相談の増加に関してはグラフが二種示されわかりやすいのに対し消費者トラブルの低年齢化についてはグラフで表されていません。かと言ってこの章はグラフだらけです。高齢者に関するグラフを一つにして消費者トラブルの低年齢化を表すグラフを1つ示す方が良いかもしれません。	個人	消費者トラブルの低年齢化についてを追記し、補足します。(P4)	有

	章	意見	意見提出者	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
19	3章	消費者の年齢、性別、障害の有無など…と障害の有無とはっきり区別した書き方をされている割には、障害をお持ちの方への対策が弱いように思います。	個人	障害者に関する消費者教育については、高齢者に関する取組と共に専門の講師を派遣の他、見守り活動の充実を図ることとしています。 また、学校教育段階においても、特別支援学校も含め、取組を実施することとしています。	無
20	3章	「見守り活動」市町村担当、民生委員、民間事業で体制を強化していく上で、各諸団体での役割分担など一定明確にして活動の幅を広げて行ければ、より具体的に議論され、問題が明確になると思います。	個人	見守り活動については、地域の担い手が必要であり、ネットワークの充実などが求められます。取組の充実を図る中で、それぞれの役割等をできる限り明確にしていきたいと思います。	無
21	3章	高齢者の消費者教育・啓発については、地域によって大きく取り組み方が違ってくると思います。特に過疎地などで生活する高齢者に対しては、県と市町村が中心になり、地区との連携を取りながら、個々の状況を掴みながら個々にあった推進活動が必要と考えます。	個人	高齢者の消費者教育も含め、地域社会の消費者教育を充実するため、それぞれの地域の状況等を考慮しながら、市町村と連携し、取組の充実を図ります。	無
22	3章	定住外国人の話も出ていますが、その方への対策の具体化はどうなっていますか。	個人	第4章の「①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携」の「その他、消費者教育関係分野との連携」において、追記します。(P26 18行目)	有
23	3章	現在、和歌山県の国語の低下が言われています。「言葉」というものは大切です。これは、幼児期からの学習が大切になってきますが、我が県の緊急課題だと思います。縦割りから体系的な推進の取組が更に必要になってきています。	個人		計画以外の意見として取扱
24	3章	橋本地域では、いわゆる「保育所」と「幼稚園」の統合による「こども園」が増え、私たちのいわゆる生協の「班」もいくつか出来ました。しかし、この「こども園」への補助が少なく、今後撤退していくところが増えるという話を聞きました。私の娘も「私立幼稚園の先生」をしています。どのように捉えたら良いか。地域の中からも声が出ています。	個人		計画以外の意見として取扱
25	3章	本格的な消費行動の入口にある段階での学習は有効です。そして一方的な教育ではなく、ワークショップ形式による主体的に参画して学ぶ、または学ぶことのできる機会があることは重要だと思います。	個人	消費者教育は幼児期から高齢期まで、世代に応じた取組が重要です。その取組内容においても座学だけでなく、ワークショップ形式も含めた実践的な手法が効果的であると考えています。	無
26	3章	児童、生徒が主体的・能動的に学ぶことができる機会を提供することを目指す必要があると記載されている中で、小学・中学生に対しては、携帯電話やスマホなどの使用が低年齢化する傾向にある今、そして多感な年齢であるこの世代は、家庭での話し込みが難しく、なかなか親の言うことを聞かない世代である。そのことから、授業のコマ数を確保するのは難しいかもしれないが、行政からの出前授業を最低でも1回は取り組み、被害の実態やネットトラブルの怖さを年齢別に、きちんとした知識を持てるようにしていく必要があると感じます。 計画にも記載がありますが、行政だけの取組だけでは難しいとのことで、消費者トラブルの専門機関と行政、教育分野の連携の取組が必要だと思います。 また、高校生は社会人として羽ばたく一歩手前の年齢なので、より実践的にとらえることが出来る授業があればと思います。	個人	学校教育段階においては、学習指導要領に基づく実施の他、教育委員会と連携し、専門講師の派遣などを実施することにより、授業の一コマで実施出来る支援を行っています。また、実践に必要な教材の提供などについて検討し、取り組んでいく予定です。 その他、関係機関等との連携についても充実を図ります。	無
27	3章	大学、専門学校に通う若者の消費者トラブルでは、ウェブサイト関連の消費者被害が多くと記されていますが、今や小学生でも携帯やスマホを所持することを踏まえると、出会い系を含めたネット関連のトラブル防止には、遅くとも中学から高校ぐらいまでには、学習指導要領の消費者教育以外にも教育・啓発が必要になってきませんか。	個人	学習指導要領に基づく取組の他、教育委員会と連携し、ウェブサイト関連の問題も含めた学校教育現場における取組の支援を行うこととしています。	無
28	3章	従業員が消費者被害に遭い、そのことが原因で業務に支障をきたしたり退職といった事になれば事業者の損失となることも考えられるので、事業者による従業員に対する消費者教育の必要性があるかもしれませんが、あくまで従業員の個人的な消費行動と考えれば、それについて事業者が教育をすることはそこまで踏み込む必要があるのか、または経営資源を使って行う必要があるのかと考えます。	個人	従業員に対する取組については、各事業所の判断となりますが、消費者教育に取り組む事業所を支援するため、講師派遣等を行うこととしています。	無
29	3章	・私の身近な方が先日「還付金詐欺」に遭い、99万円のお金を振り込むという事件がありました。勿論警察には届け済みですが、「人ごと」に考えている人が殆どだと思います。和歌山県との合同のシンポジウムなど開催し、県内での大きな取組にしていく必要があると思います。あの人達に「和歌山県では仕事にならん」と言わしめる位になれば、被害は皆無になると思います。 ・一日エコライフの取組を「県民の友」や和歌山県のホームページに掲載し、県民みなさんの取組にしたら、もっと環境問題に取り組めるのではないのでしょうか。(6月の環境月間等)	個人	・いわゆる特殊詐欺の防止も含め、地域単位で消費者教育に取り組むことが重要と考え、市町村等と連携し、担い手の育成や専門家の活用の他、高齢者を見守るという仕組みづくりに努めることとしています。 ・関係団体等の取組に関する県との連携について、必要に応じて実施主体との協議を行います。	無
30	3章	幼稚園の会長や高等学校の副会長などを歴任してきましたが、学校、PTA、地域のつながりは大切だと思います。地域の中で活躍されています「見守り隊」、「きしゅう君」(生協などの配送車)の取組など、更に輪を広げていかなければなりません。	個人	消費者教育を担う人材として、地域の人材を活用した取組の充実を図ることとしています。	無
31	3章	特に消費者被害に遭いやすい若年層と高齢者に対する施策の強化が必要であることに同意見です。詐欺商法のターゲットにされ、テレビやメディアで様々な詐欺商法が紹介されているにも関わらず、被害が拡大している現状を見れば、悪質業者が法の隙間をつき、より高度な方法で行っていることもあります。だまされたと分かった時にどう対応して良いのかわからない(恥ずかしくて言えない、子供が親に相談しにくい事情など)からだと思います。だまされないための教育もありますが、実際にそのような状況になったときに、どこに相談できるのか周知していくことも必要ではないかと思っています。	個人	現在、県以外でも全ての市町村に消費生活相談窓口が設置されており、悪質商法による被害の相談対応だけでなく、商品事故の苦情、商品購入や契約前の疑問・不安などの相談にも対応しており、啓発等の窓口周知に努めています。	計画以外の意見として取扱
32	3章	消費者教育を実施する環境作りに、消費者団体や事業者団体、事業者等との連帯による取組は重要と考えます。わかやま市民生協におきましても、環境問題やくらしの見直し、食育、食の安全等の様々な啓発活動を行っています。県と連帯のもと、更に活動を広げていきたいと考えていますので、連帯に向けて具体的な施策を推進いただくよう要望します。	個人	消費者教育の充実のためには、行政と関係機関の連携が重要としており、関係機関と連携しながら、地域特性に応じた取組の充実を図ります。	無

	章	意見	意見提出者	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
33	3章	県がわかやま市民生協に求める役割はどういった姿をイメージされていますか。	個人	消費者教育の充実のため、関係機関との連携が重要と考えており、その主要な団体の一つであると考えています。	無
34	3章	行政や各種団体で様々な活動がされていますが、相互に協力・連帯して実施出来る可能性がある取組もあります。難しいとは思いますが、少しずつでも共催などの形で横のつながりを強めることができれば、より大きな取組となるのではないのでしょうか。	個人	消費者教育の充実のためには、行政と関係機関が連携することが重要であり、「消費者団体、事業者団体、専門士業団体等との連携」を盛り込んでいます。	無
35	3章	わかやま市民生協では、食の安全について、国の食品安全行政(食品安全基本法、食品安全委員会等)を基本として、科学的知見に基づいた学習会を実施しています。このような食の安全に関する活動は県の食品安全行政とも一致する内容と考えます。食の安全に関する消費者教育について、県と連帯して進めていきたいと考えていますので、地域や学校等における協働の取組を計画いただくようお願いします。	個人	関係機関による学校教育現場の取組支援について、県を通じて各学校へ周知することは可能です。学校教育現場へ様々な支援を紹介することにより、取組の充実を図ることができると考えます。	無
36	3章	防災に関する事は、和歌山県の大きな関心事です。地域ごとに、取り組む内容はかなり違ってくると思います。県・市町村との意見交換を頻繁に行う必要があります。私の住む砂山地域では、(現在、私が班長ですが)消火器の使い方、心臓マッサージの仕方、避難訓練など、何度も行って一大事に備えています。	個人	消費者教育の観点から災害等、非常時における消費行動に関する取組を盛り込んでおり、様々な意見を反映し、地域事情に応じた施策の実施に取り組めます。	無
37	4章	「1(1)②消費者教育に関する取組の現状と課題」では、環境教育や食育についての教育の事例が少ないように思います。その他、県、市町村、関連団体、事業者などの取組の優れた事例を更に集約して実践に生かせるようにしていただければと思います。	団体	掲載している取組事例は消費者教育を中心とした取組です。環境教育、食育等は「関連する消費者教育」として位置づけており、それらの取組について、情報共有等、連携を深めてまいります。	無
38	4章	「1(1)①和歌山県独自の項目の追加」について、和歌山県独自の災害、被害時における消費者の行動目標の追加は、県民の命を守る上で大切なことだと思いました。	団体	計画に基づき、災害等、非常時における消費行動についての取組の充実を図ります。	無
39	4章	災害時、非常時における消費行動の目標を本県独自の項目として追加することは大変重要です。発生する可能性が高いと言われる東南海・南海地震が起き本県が大被害を受けたとき消費者が正しい消費行動をとるために必要だと思います。	個人	計画に基づき、災害等、非常時における消費行動についての取組の充実を図ります。	無
40	4章	「消費者教育の担い手育成事業」の学校向け消費者教育の実践は、始まったばかりの取組だと思いますが、教員による消費者教育授業の実践を支援するとありますので、教育委員会と連携し、教員への消費者教育指導員育成計画を盛り込み、講師派遣で学んだことを生徒たちへ指導が出来る教員の育成も盛り込んでいただけたらと思います。	団体	学校教育現場における消費者教育を支援するため、教員が実践するための教材や指導書の提供など、教育行政と連携し、取組内容の具体化を図り、実施していきます。	無
41	4章	「きのくに共育コミュニティ形成促進事業(共育支援メニューフェア事業)」では、企業、大学、各種団体等が有する、学校、地域支援プログラムの紹介を行う。とありますが、南大阪で大学が中心にコンソーシアムの取組がされているので、そこへ教育委員会、行政、各種団体、企業が連携し、消費者市民社会の形成に寄与する消費者教育ができる担い手育成の取組も進めてもらいたいです。学校教育の場で社会のことが学べる環境づくりの構築のためにも必要だと思います。	団体	各市町村で形成されている地域共育コミュニティの中で、企業・大学・各種団体等と連携し、消費者教育が推進されるよう支援します。	無
42	4章	NPO法人消費者サポートネット和歌山の出前講座で、高齢者向けの寸劇・紙芝居・ロールプレイングを取り入れた分かりやすい講座を増やして頂きたいです。	個人	関係団体が実施する取組ですので、ご要望をお伝えさせていただきます。	無
43	4章	わかまちしらべ活動 → 正:わかまち調べ活動	個人	訂正いたします。(P15、P16、P19)	有
44	4章	「2(1)①学校等」では、スマホが無くても、ゲーム機、iPad等、自宅や屋外で無線に繋がる環境がある場合、小学生、中学生がインターネットに繋がり、SNS、ゲームでの課金などの被害を受ける可能性が低年齢化している。その点を意識し、小中学生から啓発の対応が必要ではないかと思えます。	団体	学習指導要領に基づく取組の他、教育委員会と連携し、ウェブサイト関連の問題も含めた学校教育現場における取組の支援を行うこととしています。	無
45	4章	ライフステージや場の特性に応じた取組の推進では、消費者被害の低年齢化がすすんでいることから、学校での教育の一環として取り組むことが今後重要なことだと思いますので充実した内容で取り組んでいただきたいと思います。	個人	計画に基づき、学校教育段階における消費者教育の充実を図ります。	無
46	4章	今世紀前半に発生する可能性が極めて高いと言われている東南海・南海地震も、近年スマートフォン等の情報機器の使用によるオンラインゲームの高額請求や悪質サイトからの不当請求、架空メールなど消費者トラブルの低年齢化が問題となっていることからどちらも幼児期から、自分を自分で守ることを、家庭の中だけでなく、教育の場でも取り入れる必要があるのではないかと感じます。また、小・中学校で、教える講師となる方に、専門知識を持つ方の養成が急務だと思います。	個人	学校教育段階においては、学習指導要領に基づく実施の他、教育委員会の協力を得ながら、専門講師の派遣などを実施することにより、授業の中で実施出来る支援を行っています。また、教育委員会と連携し、実践に必要な教材の提供などについて検討し、取り組んでいく予定です。	無
47	4章	消費者教育が小・中・高等学校などでも行われるというのは嬉しいです。家で言ってみても聞いているのかいないのか…学校で授業の一環として取り入れて頂ける方が子どもの耳にも入りやすいと思います。ただ冊子を配るだけでは読まないと思うので、きちんと授業として取り入れて頂きたいです。和歌山市の中学校で消費者教育の出前講座が行われたそうですが、実績が一枚のみとの事。全部の中学校で行って頂けるようお願いいたします。「どういった被害があるのか?といった事例を、TVやラジオのCMで流すとか、回覧板にチラシを挟むなど、定期的に載せていき、より多くの人に知らせるような工夫をしていって欲しいです。」	個人	学校教育段階においては、学習指導要領に基づく実施の他、教育委員会の協力を得ながら、専門講師の派遣などを実施することにより、授業の中で実施出来る支援を行っています。また、教育委員会と連携し、実践に必要な教材の提供などについて検討し、取り組んでいく予定です。	無
48	4章	「小・中・高等学校、特別支援学校」の消費者教育・啓発について、関係機関のわかやま市民生協が行っている「食の安全に関する学習会」に協力を求め、授業や授業参観の特別授業として、食品表示の見方を分かり易く紹介することや、和泉市テクノステージにあるコーラボを遠足で訪れるなど、生協と協力してできることがあると思えます。	個人	関係機関による学校教育現場の取組支援について、県を通じて各学校へ周知することは可能です。学校教育現場へ様々な支援を紹介することにより、取組の充実を図ることができると考えます。	無

	章	意見	意見提出者	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
49	4章	消費者教育の担い手となる人材の育成。専門家の活用の拡大とありますが、具体的に、社会で働く社会人退職者予備軍の方等(企業)、地域の自治会(体?)退職者の方々の協力も得て、消費者教育、地域の支え合いネットワークに取り組むのも大切だと思います(地域の方の協力)	団体	定年退職者等についても、「地域における消費者教育の担い手」の対象者として考えます。	無
50	4章	高齢者や障害者に対する消費者教育は学習・啓発と「見守る」という地域の支え合いの仕組みだけでなく、制度的な整備も必要ではないでしょうか。例えば、未成年者は親権者の同意が必要なように、高齢者も高額商品は通販を含め、親族等、客観的に判断できる方の同意を必要とする制度の検討など。高齢者に対しての「見守る」地域の支え合いの仕組みづくりは、とても良い活動でお互いがお互いを「気遣い、見守る」活動が地域に広まれば良いでしょう。ただ街中のマンションや近所の付き合いが無い等。地域コミュニティーが発達していない場所等については、結局は行政に頼らざるを得ないことにならないのでしょうか。例えば、シルバー人材を活用するなどの方法も検討していかなくてはならないのではないのでしょうか。	個人	高齢者の消費者教育充実を図るため、老人クラブなど高齢者が集まる場へ専門の講師を派遣の他、見守り活動の充実を図ることとしています。制度的な整備については、消費者安全法の改正等、国の制度を注視しながら検討を行います。	無
51	4章	和歌山県老人クラブ連合会の研修会等に於いて講演、事例発表、情報交換の実施等は増やしていい取り組みだと思います。昨年消費者ネットワークわかやまと開催した消費者学習会で70代の方たちがクーリングオフについて初めて知ったとおっしゃったのは意外でした。あれだけしょっちゅう町内会の回覧でまわってきたのに、高齢者は老眼で回覧を読みにくいのか、カタカナ語になじみにくいのか具体的に説明してもらわないと周知が難しいのかもしれないかもしれません。配布物だけでなく出前講座等に参加してもらってこそ理解することって多いはず。	個人	高齢者の消費者教育充実を図るため、老人クラブなど高齢者が集まる場へ専門の講師を派遣の他、見守り活動の充実を図ることとしています。高齢者への伝え方については、文字の大きさやイラスト等を使った啓発物の配布など工夫を行っているところですが、効果的に伝わる方法について、今後も検討を行います。	無
52	4章	「2(1)②地域社会」における家庭における消費者教育では、その世帯の子供の年齢、親の年齢など発達段階に応じて消費者トラブルに対する、それぞれの対応が家庭では必要となります。そのため、幼児を持つ家庭、小中学生を持つ家庭、高校生を持つ家庭、高校生を持つ家庭、高齢者、障がい者がいる家庭など、発達段階別の具体的な施策ができるように工夫が必要ではないかと思えます。	団体	家庭においては、家族が学校や地域、職場など、それぞれの場で学んだ内容を伝え、共にそれを実践していくことが重要としています。そのため、幼児期から高齢期まで、世代に応じた取組、場に応じた取組の充実を図ります。	無
53	4章	見守り活動の主体は「地域」であるため、連携とありますが、地域の企業、行政、警察、消費生活相談窓口、地域の自治会、包括支援センター、医者など見守り協定を結び、それぞれの役割を明確化して取り組むことが必要だと思います。	団体	見守り活動は企業や警察、自治会など地域の担い手との連携が重要であり、それら担い手となる方々と共に地域事情に応じたネットワーク取組の充実を図る中で、それぞれの役割等をできる限り明確にしていきたいと思います。	無
54	4章	和歌山県では地域ごとに活動する消費者団体が多くなく、連携する団体として、県生協連やわかやま市民生協、消費者ネットワークわかやまが取り上げられていることは、この取組が評価されたものと考えます。またその期待に応えられる取組を今後も進めなければならないと思えます。	個人	関係機関と連携しながら、地域特性に応じた取組の充実を図ります。	無
55	4章	ノウハウを持つ消費生活センターや消費者団体、事業者団体と連携とありますが、特定非営利活動法人消費者支援機構関西との連携も必要と感じます。被害を受けないための啓発活動と同時に、相談窓口の周知と、被害を解決するための窓口との連携も盛り込んでいただけたらと思います。	団体	「消費者団体、事業者団体、専門士業団体等との連携」の中で、消費者教育に係る各種団体と連携して取り組むこととしています。	無
56	4章	「2(2)②消費者団体・事業者団体、専門士業団体等との連携」では、実際の契約、勧誘、広告表示についての注意点などや、消費者裁判特例法の学習などに、消費者支援機構関西(KC's)などの適格消費者団体が講師を派遣しています。相談員などの啓発講座の講師となる方や、消費者サポーターの啓発や消費者、事業者に対しても活用してはいかがでしょうか。	団体	消費者教育の充実のためには、行政と関係機関の連携が重要としており、関係機関の取組などの情報共有等の連携を深め、取組の充実を図ります。	無
57	4章	東日本大震災直後に生活物資等の買いだめによる品不足の発生その他、震災関連のトラブルが増加しました。とあり、災害等、非常時における消費行動が追加されています。とても大切なことと思えます。その中で、当然、自助、共助が前提ではあると思えますが、公助(一定、援助がくるという安心)があつてこそ冷静な行動ができるのではないかと考えます。防災関連部署との連携を強化していただき、より具体的な中身にしていいただくことを期待します。和歌山県の計画を基に具体的な実践計画が市町村で作られていくことだと思います。そうした意味でも、関連団体と市町村レベルでの連携の強化にも和歌山県として力を発揮していただきたいと思えます。	個人	災害等、非常時における消費者教育については、防災関係課室、専門士業団体等と連携し、消費者としてふさわしい行動を考えるきっかけとなる取組を実施し、自助、共助に繋がります。	無
58	4章	消費者行政を担う市町村の担当職員の育成は職員研修を行い、推進していくのは良いことだと思います。しかしながら、他業務との兼務や異動等で担当が変わることがあるため、知識や情報の蓄積に不安を感じます。	個人	市町村の担当職員についても消費者教育の中心的な役割を果たすことを期待しており、担当者向け研修等によって支援していくこととしています。異動等によるノウハウの蓄積の難しさは課題となりますが、消費生活相談員等の配置によってカバーすることが可能であると考え、市町村へ相談員の配置の働きかけを行っているところです。	無
59	4章	消費者行政を担う市町村の担当職員の育成とありますが、まずは消費者行政を担う市町村の担当職員への教育が大切だと思います。しかし、異動などでせっかく取得した資格や教育が活用できない状況があると思えます。行政の職員全体へに研修にも取り組んでいただきたいです。	団体	市町村担当職員向け研修の実施等によるノウハウの蓄積の他、消費生活相談員の配置を働きかけることなどにより、行政職員全体の研修受講機会の充実にも努めます。	無
60	4章	殆どの市町村で消費者行政の担当者が他の業務と兼任されている実態があり、消費者教育推進のスキル向上はその必要性を自覚していても十分に進んでいないのが現状ではないでしょうか。専任者を配置することが解決に繋がると思いますが、予算等の関係から専任者配置は難しいと思えます。業務の中でスキル向上に向けた取組内容の充実をどう考えていますか。	個人	市町村においても消費者教育の取組が実施されていますが、多くの業務を兼務しているのが現状です。また、異動等によるノウハウの蓄積の難しさは課題となりますが、消費生活相談員等の配置によってカバーすることが可能であると考え、市町村へ相談員の配置の働きかけを行っているところです。	無
61	4章	わかやま調べ活動で市町村行政を訪問したときに感じたことですが、市町村間の交流や庁舎内での交流が希薄のように感じます。県が主体となって交流を図るとともに、お互いに、改善していけるような仕組みや、情報の共有化が必要ではないでしょうか。	個人	平成26年度から振興局単位で県と市町村が集まる地域別意見交換会を開催しており、県との意見交換の他、近隣市町村間の交流を図る取組を行っています。また、意見交換の場において、各部署の特性に応じた庁内連携などについても意見交換を行っています。	無

	章	意見	意見提出者	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
62	4章	「消費者教育推進」の全体像を「見える化」に加え、年度単位で比較できる「数値化」も視覚的には必要だと思います。	個人	消費者教育の取組について、別途に年次計画やアクションプランの作成は予定していませんが、各年度に実施内容の見直しや分析を行い、計画期間内に実施を図ることとしています。	無
63	4章	状況に応じた取り組むべき事項の数々に同意します。ぜひ、これらの事項を計画化し実践していただきたいと考えます。可能であれば年次・月次で計画化し、極力●●名、●●回、●●箇所のように数値化した計画を立てていただき、「できたらする」計画ではなく、「しなければならない」計画を立てていただければと願っております。	個人	消費者教育の取組について、別途に年次計画やアクションプランの作成は予定していませんが、各年度に実施内容の見直しや分析を行い、計画期間内に実施を図ることとしています。	無